

シニア及びグランドシニア選手規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号及び第5号並びに第37条第4号に基づき、シニア及びグランドシニア競技選手に関し、必要な事項を定める。

(選手の年齢制限)

第2条 シニア及びグランドシニア競技会に出場する選手の年齢制限は、次のとおりとする。

- (1) シニア競技会 男女共に35歳以上のアマチュア選手。
(以下「シニア選手」という。)
- (2) グランドシニア競技会 男性55歳以上のアマチュア選手、女性の年齢は問わない。(以下「グランドシニア選手」という。)

(選手の階級)

第3条 本総局に登録するシニア及びグランドシニア選手の階級は、スタンダード及びラテンアメリカンに分けて、それぞれA級、B級、C級、D級、ノービス級とする。

2 前項の選手の昇級及び降級は、本総局のシニア及びグランドシニア昇降級規程によるものとする。

(登録義務)

第4条 シニア選手及びグランドシニア選手は、支局又は本総局運営委員会競技部選手係を通じて、本総局に選手登録しなければならない。

2 新規登録は、始めてシニア競技会又はグランドシニア競技会に出場する選手、又は一旦資格を失った選手が再び資格を得たときにするものとし、競技年度途中で登録するときは、出場する競技会期日の1ヶ月前までにこれをするものとする。

3 継続登録は、すでに登録している選手が、その登録年度から次年度に選手資格を継続する登録とし、毎競技年度終了後1ヶ月以内にこれをするものとする。

4 新規登録及び継続登録は、カップルで登録するものとし、パートナーシップを解消したときは、登録を抹消する。

5 前項の選手が新たにパートナーシップを組んで登録をするときは、新規登録とする。

6 スタンダード、ラテンアメリカン両セクションに登録資格を有している選手は、同一のパートナーでスタンダード、ラテンアメリカンそれぞれに登録するものとする。

7 アマ選手として選手登録をしているものが、シニア選手又はグランドシニア選手として新規登録するときの階級は、原則として次のとおりとする。

- (1) アマD級以上の選手がシニア選手登録するときの階級は、アマ選手登録階級で登録する。

- (2) アマD級以上の選手がグランドシニア選手登録するときの階級は、アマ選手登録階級の1階級上で登録する。
- (3) アマE級及びF級の選手がシニア選手登録するときの階級は、ノービス級で登録する。
- (4) アマE級及びF級の選手がグランドシニア選手登録するときの階級は、E級はD級に、F級はノービス級で登録する。
- 8 シニア登録選手又はグランドシニア登録選手が、アマ選手として登録を希望するときの階級は、原則としてシニア登録選手はシニア選手登録階級の1階級下で、グランドシニア登録選手はグランドシニア選手登録階級の2階級下で登録することができる。
- 9 グランドシニア登録選手が、シニア選手として登録を希望するときの階級は、原則としてグランドシニア選手登録階級の1階級下で登録することができる。
- 10 シニア選手及びグランドシニア選手の登録料は、次のとおりとする。

選 手 登 録			登録料合計	
ア マ	シニア	グランドシニア	1セクション、1カップル	
	◎ ¥4,000		4,000 円	第2、3項
		◎ ¥4,000	4,000 円	第2、3項
◎ ¥4,000	○ ¥1,000		5,000 円	第7項
◎ ¥4,000		○ ¥1,000	5,000 円	第7項
◎ ¥4,000	○ ¥1,000	○ ¥1,000	6,000 円	(第7項)
○ ¥1,000	◎ ¥4,000		5,000 円	第8項
○ ¥1,000		◎ ¥4,000	5,000 円	第8項
○ ¥1,000	○ ¥1,000	◎ ¥4,000	6,000 円	(第8項)
	○ ¥1,000	◎ ¥4,000	5,000 円	第9項
☆ ¥4,000			4,000 円	選手規程 第3条第7項

- (1) ◎印の4,000円は、背番号代金を含まない。
- (2) ○印の1,000円は、背番号代金を含む。
- 11 登録申請記載事項に次の変更が生じたときは、変更届を提出するものとする。

- (1) 所属支局又は所属団体の変更
所属支局又は所属団体の変更は、登録背番号を変更する。
 - (2) 所属教室の変更
同一支局内での所属教室の変更は、登録背番号を変更しない。
 - (3) 住所変更、その他の変更
- 12 シニアD級及びグランドシニアD級以上の選手で、パートナーシップを解消したときは、パートナーシップ解消届を提出しなければならない。
 - 13 本総局理事会が認めた団体に所属する選手が、本総局にアマ選手登録をしないでシニア又はグランドシニア選手登録を希望するときは、原則としてその団体での階級の1階級下で登録することができる。
 - 14 前項の登録は、その団体の階級を証明する書面を添えて、第2項に基づき登録しなければならない。

(競技会出場義務)

- 第6条 シニアC級以上及びグランドシニアB級以上の登録選手の1競技年度内の競技会出場義務回数は、シニア及びグランドシニア昇降級規程によるものとする。
- 2 シニアA級及びグランドシニアA級登録選手は、シニア及びグランドシニア競技規程第2条第1号の選手権に出場しなければならない。
 - 3 前項において、やむを得ない理由のため、これに出場できない場合には、選手権欠場届を提出しなければならない。
 - 4 シニアD級及びグランドシニアD級以上の登録選手で、病気又はけがで入院加療を要するため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて休場届を提出しなければならない。
 - 5 前項の休場期間は、診断書の入院加療期間（1ヶ月単位）の2倍の期間とし、12ヶ月を限度とする。
 - 6 シニアD級及びグランドシニアD級以上の登録選手で、パートナーの妊娠のため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて産休届を提出しなければならない。
 - 7 前項の産休期間は、出産日から6ヶ月後までの期間とする。
 - 8 第4項及び第6項において、シニアC級及びグランドシニアB級以上の登録選手の競技会出場義務回数は、シニア及びグランドシニア昇降級規程の定めるところによる。
 - 9 第5項及び第7項の期間中においても、継続登録をするものとする。
 - 10 競技年度途中で、シニアC級に昇級した選手の競技会出場義務回数は、シニア及びグランドシニア昇降級規程の定めるところによる。

(出場申込)

- 第7条 競技会出場申込は、シニア及びグランドシニア競技規程第9条により、出場料を添えて支局又は本総局運営委員会競技部選手係を通じて、主管又は主催支局に申込をしなければならない。
- 2 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催支局に提出しなければならない。

(全日本級選手権選考基準)

第8条 全日本級のシニア選手権又はグランドシニア選手権に出場する選手の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(パートナー規定)

第9条 パートナーに関する規定は、次のとおりとする。

- (1) シニア及びグランドシニア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
- (2) シニアD級及びグランドシニアD級以上の現役選手のパートナーは、その選手登録中は、他の選手の臨時パートナーはできない。
- (3) 同性同志でパートナーシップを組むことはできない。

2 パートナーシップを解消した場合において、新しくパートナーシップを組んだものは、第4条第2項の登録をしなければならない。

(選手規定)

第10条 シニア及びグランドシニア選手として登録するものは、選手規程第13条のアマ選手規定の条件を守らなければならない。

(懲戒)

第11条 懲戒は、選手規程第15条によるものとする。

(復帰願い)

第12条 復帰願いは、選手規程第16条第1項によるものとする。

2 前項において承認を得た選手は、第4条により新規登録をしなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めることのほか、シニア及びグランドシニア選手に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成14年11月28日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月31日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月20日からこれを施行する。